

平成29年 農作業標準労働賃金協定表

平成29年4月～平成30年3月末まで
大山町農業委員会

作業名		協定額 (税込み)	摘要	
田 植 え	機械植え (10a当たり)	6,500円	1. 側条施肥付500円加算 2. その他薬剤散布等は適宜加算	
	一般労務	800円	1. 1時間当たりの料金 2. 時間帯により適宜加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む	
耕 耘 機 ・ ト ラ ク タ ー	荒起	6,000円	1. 農地の状況により適宜加算	
	こなし	3,600円		
	代かき	5,000円		
	こなし・代かき同時	7,000円		
	フレールモア (10a当たり)	6,000円		
堆 肥	散布	1,500円	1. 1t当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金	
	あぜ草刈 (1時間当たり)	1,800円	1. 刈払機(機械代・燃料代含む)	
	あぜ塗り (1m当たり)	70円	1. 農地の状況により適宜加算	
	薬剤散布 (10a当たり)	1,000円	1. ナイアガラ散布 (機械代・燃料代含む)	
	追肥(10a当たり)	1,500円	1. 機械代・燃料代含む	
	稲 刈	バインダー (10a当たり)	8,000円	1. すみ刈りは、委託者で行う
		コンバイン (10a当たり)	16,500円	1. カッター使用の場合は500円加算 2. 結束機使用の場合は2,000円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算する 2割～5割の倒伏・・・1割増 5割以上の倒伏・・・・・・3割増 5. 湿田の場合は協議のうえ加算する
稲 脱 穀	ハーベスター (10a当たり)	7,500円		

賄いなし

平成29年度の農作業標準労働賃金協定額が決まりました。適用期間は平成29年4月から30年3月末です。
この協定額は全町の標準額です。地区や農地の状況で異なりますので、この労働賃金表を参考に、話し合いによって決めてください。

農作業標準労働賃金協定額

◆問い合わせ先

農業委員会

☎0858

58-6115

※消費税総額表示(協定額は消費税8%を含んだものです)

※梨については、西部果樹協会(0859-37-5814)へお問い合わせください。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

今年7月19日に改選を迎える農業委員と、新たに設置する農地利用最適化推進委員を募集します。

これは、改正農業委員会法に基づき、農業委員は町長が募集して、応募者の中から議会の同意を得て任命し、農地利用最適化推進委員は農業委員会が募集して任命する制度に改正されたことにより募集するものです。

募集期間等は左記のとおりです。

◆募集期間

平成29年4月11日

～平成29年5月9日

◆募集人数

・農業委員15人

・農地利用最適化推進委員 15人

◆任期

平成29年7月20日

～平成32年7月19日

詳しくは大山町ホームページ、または農業委員会事務局へお尋ねください。

◆問い合わせ先

農業委員会事務局
☎0858・58・6115